

2・3年生保護者各位

北海道恵庭南高等学校長 俵 英 生

高等学校等就学支援金に係る収入状況等の届出のお知らせ

日頃より、本校の教育活動にご協力をいただき、誠に感謝申し上げます。

さて、令和6年7月から令和7年6月までの高等学校等就学支援金を受給されている方のうち、個人番号カードを利用した自己の税情報等の登録により所得確認を行っている場合は、毎年、住民税が確定する6月以降に、保護者等の収入に関する届出が必要です。

つきましては、高等学校等就学支援金申請システム(e-Shien)により、期日までに届出してください。また、併せて「高校生等臨時支援金」の申請も行ってください。

記

1 申請期日

令和7年(2025年)7月24日(木)

※7月19日～21日0時まで、システムメンテナンスにより、個人番号カードを利用した自己情報の取得操作は実施不可となりますのでご注意ください。

2 申請方法

高等学校等就学支援金オンラインシステム(e-Shien)により届出してください。

システム内にて、就学支援金収入状況届出に続いて、臨時支援金の申請をすることができますので、必ず申請してください。臨時支援金を申請することによって、所得超過で就学支援金が不認定になっても、所得に関係なく年額分の授業料(118,800円、月額9,900円)を納付する必要がなくなります。

なお、システム管理者の誤操作があったため一部の保護者様について「収入状況届出」が「不受理」となっております。その場合は、お手数ですが、「保護者等情報変更届出」により届出してください。

3 留意事項

- (1) 本校HP「事務室から」に載せている「高等学校等就学支援金オンライン申請システム e-Shien 申請者向け利用マニュアル③継続届出編、④変更手続編、臨時支援金申請編」を参照してください。
- (2) 保護者(親権者等)様の、令和7年1月1日現在の課税地の市町村を入力する箇所があります。保護者(親権者等)様が単身赴任されている場合はご注意ください。
- (3) メールアドレス欄に誤りがないかご確認の上、誤りの場合は正しいメールアドレスを入力してください。
- (4) システム不具合等により自己情報取得がうまくいかない場合には、時間を置いて再度取得してください。

それでも難しいようでしたら本校にご連絡ください。

生活保護(生業扶助)を受給されている場合は、市町村の福祉事務所で発行される生活保護受給証明書も合わせて提出願います。

- (5) その他、不明な点及び期日までに申請ができない場合は、本校事務室までご連絡ください。なお、恐れ入りますが、平日9時から16時の間にご連絡をいただけますよう、お願い申し上げます。

北海道恵庭南高等学校 事務室 担当 横納(まきのう)

連絡先 (TEL) 0123-32-2391